

令和5年度実施の中間評価における新型コロナウイルス感染拡大に係る影響の取扱い

対応方針

- 評価要項上の各評価項目を確認する上で、新型コロナウイルス感染拡大がプログラムに与えた影響の内容を確認の上、当該時期において妥当な対応が行われたかを確認し、当該情勢下におけるプログラムの評価を総合的に判断する。このために、各プログラムが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたと考える評価項目においては、その影響の内容及び対応方法を中間評価調書内に記載させることとする。

考えられるプログラムへの影響

- 海外への学生派遣、留学生受入れ、インターンシップ、学会発表の実施
○グループワークや演習をオンライン等の代替措置で行うことによる学修効果
○各プログラムが申請時に設定した「プログラムとして設定する検証可能かつ明確な目標」(KPI)の進捗状況
○制限がある学修環境における当初計画の進捗 など

具体的な対応方法

- 新型コロナウイルス感染拡大により大学の責めに帰すことのできない事由によって、当初計画からの進捗及び定量的な目標達成の進捗状況に影響が生じたと考えられる場合、当該影響がどの程度のものか (①影響はあったが代替措置により対応できた、②全く対応できなかった など) を中間評価調書への大学からの新型コロナウイルスに関する記載や、現地調査及びヒアリングにおいて確認を行い、当該時期において妥当な対応が行われたかを確認の上で、評価を行う。この際、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて行った代替措置や、現在の困難な状況を改革の機会と捉えて開始した新たな形での教育・研究への取組等も勘案して評価する。
- 上記の評価に当たっては、学修環境に制限がある中で、学修効果を高めるために行われた工夫や特記すべき取組及び未実施・未達成の点に関する今後の方策について大学に説明を求めることによって確認し、それぞれの取組を踏まえ評価を行う。